

ソフトローとハードローの交錯

「法律には柔らかい法律と、硬い法律があるのか？トンカチで見分けるのか？」と思われる方もいるでしょう。あまり耳慣れない言葉ですが、法律家の間では、CSRとsoft lawは、ちょっとした流行語になっています。

ハードローとは、法的拘束力がある、つまり最終的に裁判所で履行が義務付けられる社会的規範であり、ソフトローとは法的な拘束力がない社会的規範であるとされています。たとえば、粗大ごみを山に捨てたら、不法投棄としてハードロー（廃棄物処理法）違反になります。これに対し、資源回収に協力しないことは、もったいないという精神に反し、廃棄物減量に反するとはいえませんが、法的に規制されることではないので、ソフトロー（モラル）違反といえるでしょう。

個人レベルでのソフトロー違反は、昔は村八分などという厳しい社会的制裁がありました。今ではせいぜい友達が出来ないという程度の効果かもしれませんが、企業のソフトロー違反は、企業の社会的な責任（Corporate Social Responsibility, 略してCSR）を自覚していないとして、取引先や市場から大きな制裁を受ける危険があります。

たとえば、日本では禁止されていることを海外で行っている場合、逆に海外では既に規制されているが日本では未規制の物質を日本で販売する場合などです。商社が輸入している穀物の現地農園で、子供達が低賃金で長時間労働をしていることを知ったら、消費者は商品を買いたくなくなるでしょう。また、海外向けにはアスベストを使用しない商品を製造して輸出しているのに、日本ではまだ規制されていないからといってアスベストを使用した商品を販売することは、消費者を裏切ることになりかねません。

そこで、多くの企業は、自主的取組みとして、ソフトローを守り、市場から信頼されるように努力をするようになってきています。これが、CSRの本質的な部分です。CSRの取組みとして、法令遵守を掲げる企業もありますが、法律は守るのが当たり前であり、その上でどのようにソフトローを自覚し、企業経営として取り組んでいくかが重要なのです。

でも、ソフトローは、六法全書には載っていないので、どうやってその内容を確認したらよいのでしょうか。そもそも、ソフトローは誰が作るのでしょうか。その答えは、ソフトローの例をみれば分かります。たとえば、JAS規格は、生産者全員にとって、守るべき規制ではありませんが、指標であり、また消費者から信頼を得るためのツールですから、ソフトローです。JAS規格は、農林水産大臣が決めますが、もちろん独断ではなく、生産者、消費者、学識経験者などの意見を総合した結果のものです。食品トレーサビリティガイドラインもソフトローですが、これは農林水産省の補助事業の一環として設置された委員会の検討結果です。各省庁が出している通知、通達は、法律ではありませんが、行政指導の指針であり、ソフトローです。このように、日本のソフトローは、行政が何らかの形で関与しているものが多いといえるでしょう。しかし、それだけではありません、企業が株式公開する際の上場審査基準、融資を受ける際の融資基準、大手取引先と契約を開始する際の取引基準なども、ソフトローです。消費者団体、環境保護団体からの要望もソフトローです。このように、ソフトローは、国会議員よりはるかに専門知識を持った当事者が作っているので、その内容は法律よりも実務的で詳細なことが多いのです。またソフトローの内容は、その後条例や法律に変わることも多く、法律の先取りともいえるでしょう。

企業がソフトローにどう取り組んでいるかは、民間で注目する必要があります。たとえば、消費者、金融機関、認証機関、マスコミなどが重要な役割を担っています。最近では、公益通報者保護法により内部告発が増えることも予想されます。現在、多くの企業がCSR報告書として、環境配慮だけではなく、企業の社会的責任全般への取り組みについて、情報公開を進めるようになってきました。そしてその結果、自分の会社だけではなく、関連会社や海外の取引先も含めて、CSRの観点からの見直しが始まっているといっても過言ではないでしょう。ご興味のある方は、「経済産業省環境報告書プラザ」ホームページ^(注)をご覧ください。たくさんの企業の環境報告書・CSRレポートが掲載されています。

(注) <http://ecoreport.jemai.or.jp>

(佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤泉・さとういづみ)